

## 貸付について

- 貸付限度額 居住している宅地の評価額の70%を限度に生活資金をお貸しします。
- 貸付期間 貸付元利金が貸付限度額まで達するまでです。  
生活資金は原則として月額30万円以内でお貸しし、最低でも3年以上継続できるように計画します。
- 貸付方法 3月ごとに鳥取県社会福祉協議会が借受人の口座へ振込みます。
- 貸付利率 年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率です。
- その他 貸付審査や不動産鑑定、契約等の手続があるため申込から送金開始まで2ヶ月ほどかかります。

## 居住について

- 貸付限度額に達した場合、貸付送金は停止しますが、契約の終了(基本的には借受人及び連帯借受人がお亡くなりになったとき)まで、その家に住み続けることができます。

## 償還(返済)について

- 契約終了後に、原則として本人または連帯保証人(推定相続人)が、担保不動産を任意売却などをしていただき、貸付元金に利子相当額を付して一括で貸付総額を償還していただきます(据置期間3か月)。

## 申込みに関わる書類及び費用について

- 申込みに必要な書類は次のすべての書類です。

- ① 借入申込書
- ② 借入申込者及び連帯借受人の戸籍謄本(出産時まで遡及したもの)
- ③ 借入申込者の属する世帯全員の住民票の写し
- ④ 借入申込者の属する世帯全員の市町村民税課税証明書又は市町村民税均等割課税証明書
- ⑤ 借入申込者が現に居住する建物及び土地の登記簿謄本
- ⑥ 本件不動産の公図
- ⑦ 本件不動産の地籍図(所有している場合)
- ⑧ 担保不動産の位置図
- ⑨ 本件不動産の測量図(所有している場合)
- ⑩ 本件不動産の建物図面(所有している場合)
- ⑪ 本件不動産の固定資産税台帳評価価格
- ⑫ 推定相続人の同意書
- ⑬ 公的資金を借入れている場合はその関係書類
- ⑭ 借入申込人が成年後見制度の適用を受けているときは、その関係書類

- 申込みに必要な費用は次のとおりです。

不動産鑑定料/52,500円(借入申込人負担)

※不動産鑑定士による簡易鑑定です。鑑定前の前払いとなりますが、評価額が1,000万円を下回り、貸付の対象外となった場合でも費用はお返できません。

※その他、登記に関わる必要経費がかかります。

(根抵当権の設定登記、代物弁済予約仮登記、他)





## 契約の終了、解約、貸付停止について

●契約の終了は、①借受人が死亡したとき、②契約を解約したとき。

▼契約の解約は次に該当するとき、解約もしくは貸付停止します。

- ① 借受人が解約したいと申し出があったとき
- ② 借受人が虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付を受けたとき
- ③ 借受人が転居等、担保不動産に居住しなくなったとき
- ④ 借受人が貸付金を生活の維持に必要な経費以外の目的に流用したとき
- ⑤ 借受人が責務に違反したとき
- ⑥ 借受人が生活保護を受給したとき
- ⑦ 借受人が民事保全または民事執行の申立てを受けたとき
- ⑧ 借受人が破産等の申立てを受け、または申立てをしたとき
- ⑨ 担保不動産が法令により収用または使用されたとき
- ⑩ 滅失、損壊その他の事由によって担保不動産の価値が著しく減少したとき
- ⑪ 借受人が鳥取県社会福祉協議会長から求められた貸付限度額の変更に応じないとき
- ⑫ その他、貸付けまたは貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき

## 相談・申込窓口

あなたがお住まいの市町村社会福祉協議会へ



## 実施主体

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

電話/0857-59-6333 ファックス/0857-59-6340

※全国・都道府県・市町村社会福祉協議会、民生委員、その他関係機関は、申込内容について情報を共有します。

このパンフレットの内容は、平成21年10月13日現在のものです。

R100  
古紙配合率100%再生紙を使用しています

# 不動産担保型 生活資金

世帯の自立を  
支援します。

高齢者の方に不動産を担保に  
生活資金をお貸しし、



## 貸付対象

▼次の要件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 借入申込者は、鳥取県内に居住しており、その居住している家に今後も居住する。
- ② 借入申込者の世帯全員が原則65歳以上である。
- ③ 居住している家及びその宅地は、借入申込者の単独所有、もしくは配偶者と共有である。
- ④ 居住している家及びその宅地が配偶者と共有である場合、配偶者が連帯借受人になることを了承している。
- ⑤ 借入申込者の世帯は、市町村民税非課税世帯もしくは均等割のみの世帯である。
- ⑥ 居住している家には、借入申込者、配偶者、両者の親以外の居住者はいない。
- ⑦ 居住している家及びその宅地に利用権・担保権が一切設定されていない。
- ⑧ 推定される相続人全員が、借入申込について同意している。
- ⑨ 推定される相続人の中の1名が連帯保証人となる。
- ⑩ 居住している家の宅地が、1,000万円以上の価値がある。
- ⑪ 居住している家及びその宅地に、鳥取県社会福祉協議会が第一位の根抵当権設定及び所有権移転請求権保全のための仮登記を行うことができる。

※申込内容を審査した結果、お貸しできないこともあります。